

嫌気性菌培養の適応について

〈嫌気性菌培養の対象となる検体〉

髄液と髄液以外の中樞神経系感染症由来の検体、心のう液（pericardial fluid）または手術時採取の組織、関節からの吸引物、吸引した骨髓、手術時のスワブでの採取物（頭頸部、肺、中枢神経系、骨関節、腹部、軟部組織）、手術時採取の肺組織や胸膜（Thoracotomy specimen）、各種臓器の生検材料（頭部頸部、肺、中枢神経系、腹部、産道、骨関節、軟部組織）、経皮的経気管吸引物（TTA）、経気的肺穿刺液、気管支鏡検査で採取したProtected Brush付着物、膀胱穿刺液、Culdoscopy specimen、子宮内吸引物、膿瘍からの穿刺液（頭頸部、中枢神経系）、軟部組織からの吸引物、Sinus tractからの針またはプラスチックカテーテルを用いての吸引物、開放創の周辺の皮膚を消毒し針を深く刺し採取した吸引物、消毒した皮膚表面の潰瘍部に針を深く刺し採取した吸引物、吸引した腹水、腹膜、胆汁、T-チューブ由来材料、ドレナージ液、腹部および骨盤内膿瘍（腹部、婦人科）

〈通常では嫌気性菌培養の対象とならない検体〉

咽頭スワブ、鼻咽頭スワブ、歯肉スワブ、創部潰瘍部の表面をスワブで拭ったもの（頭頸部、骨関節、軟部組織）、膣スワブ、頸管スワブ、自排尿、カテーテル尿、喀痰、誘導痰、および気管内吸引痰、気管支鏡での採取材料（Protected Brush使用以外の場合）、腸管内容物（吸引不良症候群の場合を除く）、IUD、前立腺液または精液、便または直腸スワブ（*C.difficile*以外）